令和２年国勢調査の概要

Ⅰ　調査の目的

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査として、同法第５条第２項の規定に基づき実施する人及び世帯に関する全数調査である。その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。
大正９年（1920年）の第１回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として５年ごとに実施されており、令和２年（2020年）に実施する調査はその21回目に当たり、実施100年の節目を迎える。

Ⅱ　調査の概要

○　調査期日　　令和２年10月１日（木）　午前零時現在

○　調査対象　　令和２年10月１日現在、我が国に常住するすべての人
ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く

○　調査項目　　<世帯員に関する事項>
男女の別、出生の年月、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類　など
<世帯に関する事項>
世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方　など

○　調査の流れ

総務省 ― 都道府県 ― 市区町村 ― 指導員 ― 調査員 ― 世帯

○　調査方法

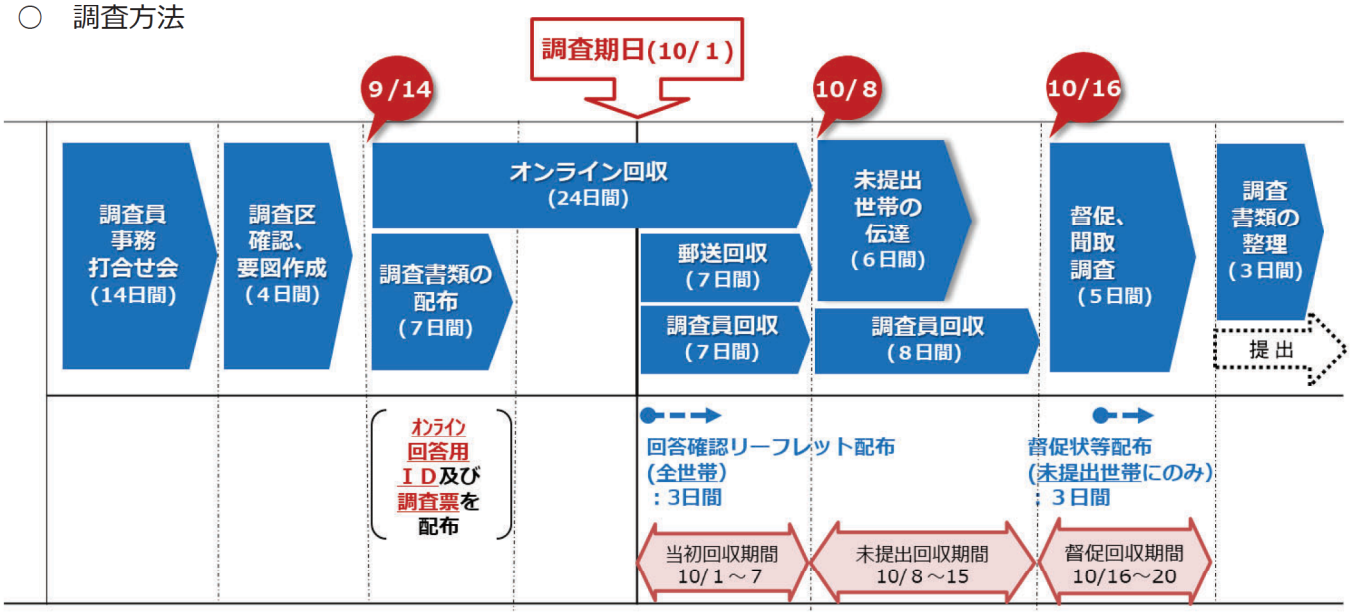

Ⅲ　結果の利用

【法定人口としての利用】
衆議院議員の小選挙区の改定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準　等
【行政施策の基礎資料としての利用】
保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、
高齢者社会福祉施策の基礎資料　等
【各種標本調査の抽出フレームとしての利用】
労働力調査、家計調査等の抽出フレーム
【教育、民間など広範な分野で利用】
人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料　等